平成２８年（フ）第３０８号
金沢市畝田西４丁目66番地２　県営住宅５棟102号、従前の住所金沢市畝田東３丁目１番地
債務者　森　　正子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
三重県伊賀市種生124番地
債務者　西川真貴子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市大屋町21番21―303号、前住所大阪市北区鶴野町４番Ａ―705号
債務者　髙木眞紀子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目４番22―403号、前住所兵庫県尼崎市武庫の里１丁目17番14号
債務者　安藤　卓磨
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目111―１　エスポワール園田302号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目98番地の１　102
債務者　川原　　修
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５号
兵庫県養父市八鹿町下網場471番地４
債務者　長島　和聡
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
兵庫県豊岡市高屋975番地の２　ファミールコーポ高屋３号棟―102
債務者　田中　信之
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
奈良県生駒市西松ヶ丘４番29号　パンション鈴木201
債務者　寺西　里花
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５３号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北２丁目６番６号（Ｃ―208）
債務者　髙梨　紀子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３６１号
奈良県大和郡山市新町321番地１　市営井路南201
債務者　平井　弘樹
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
徳島県阿南市富岡町西新町67番地　玉井ハイツⅡ102号室、旧住所徳島県阿南市那賀川町上福井堂免28番地11
債務者　粟田　　壽
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市宇高町１丁目３番621号
債務者　山縣　隆一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１１６号
愛媛県新居浜市宇高町１丁目３番621号
債務者　山縣久美子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１１８号
愛媛県新居浜市萩生2415番地の６
債務者　近藤千恵美
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第７６号
福岡県直方市大字感田1863番地　市住1246号
債務者　中嶋　京子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２２５号
福岡県久留米市御井町1970番地７　大成コーポ105号、前住所福岡県久留米市御井町1584番地２
債務者　江上　　繁
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　福岡地方裁判所久留米支部